

第六次静岡県DV防止基本計画（案）パブリックコメントへの対応

1 意見募集期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月23日（金）まで

2 意見提出状況

6人 16件

3 提出された意見に対する考え方

対応区分	対応案
①	御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映する
②	御意見の趣旨を踏まえ、取り組む
③	御意見の内容については、業務の参考とする
その他	計画本文以外に対する意見

項目	意見	意見に対する考え方
1	<p>モラハラなどの精神的DVは被害者本人がDVと認識できていない場合が多いような気がします。</p> <p>夫からの子どもに危害を加えるというような脅し文句や妻への言葉の暴力などを乳児検診にみえた保健師さんに助言をもらって相談の電話をしてきた方がいらっしゃいます。</p> <p>どのような行為がDVにあたるのかをもっと幅広くたくさんの方に周知することは絶対に必要だと思います。</p>	<p>② 女性に対する暴力をなくす運動期間を通じた啓発や、デートDVの防止に向けた啓発等により、DVに関する知識の普及に努めてまいります。</p>
2	<p>実際、被害に遭っているにも関わらず諦めてしまう人達への継続的支援の方法や広報の在り方の検討</p>	
3	<p>DV加害者の自覚を促すための広報活動の充実</p>	
4	<p>DV被害者は心理的に洗脳されている事も多いことから「被害者なんだ」と本人が気づきを得る機会を増やす。</p>	

項目	意見	意見に対する考え方
5	相談員に対する研修の実施	<p>DV被害者支援には、行政、警察、医療、民間事業者等多くの関係者の協力が必要であり、関係者の資質の向上が支援の質を左右するものと認識しています。</p> <p>② そのために、計画にも記載されている女性相談支援員をはじめとする関係機関職員の資質向上及び連携のための研修、DV対応部門・児童虐待対応部門合同研修会等を通じて、関係組織全体の対応力向上に努めてまいります。</p>
6	例えばDV加害者が自覚しており、加害者プログラムへの参加を検討、案内方法など、正しい助言方法を知りたい。	
7	DV被害者への助言 窓口や電話相談の際、リファー先として女性相談支援センターを案内しますが、DVを受けている方は今助けてほしい方、今この時間でしか話す時間がない方など、次に話せる時間がいつか分からないなど相手が居ない時間に電話をしてきてくれるのに、他の窓口を案内するだけでは、せっかく勇気を出して時間を見つけて電話をしてくれた方に対して十分な対応とは言えないため、適切な対応、助言を学べる研修が定期的であれば良いなと思いました。	
8	DVに限らず、SOSを出していても相談を受ける側がSOSとはとらえていない場合もあるし、そのSOSを上手く伝えられない方もいらっしゃることもあり、関係組織全体の意識改革やその各人がもっと高いスキルを身につけ、力を高めることが必要なのかもしれません。	
9	相談支援員の資質の向上や、事例共有のための勉強会の実施	
10	DV相談窓口以外にもっと気軽にくらしや生活の相談がしやすい場所と相談後に継続して話を聞ける相談支援員の配置が必要だと思います。各市町の女性相談支援員の配置はもちろんですが、各窓口には1人ではなく、2～3人の配置が望ましいと思います。	<p>③ 市町への女性相談支援員の設置の働きかけや研修等を通じて、様々な機関と連携しながら、相談しやすい環境整備も含めた相談体制の充実を図ってまいります。</p>
11	心理職に携われる支援員の増員	

施策2
いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

項目		意見	意見に対する考え方
12	施策3 DV被害者とそのこどもの心身に配慮し安全を守る保護の実施	DV被害者とその子どもの心身のケア	② 女性相談支援センターにおいて、医療機関や児童相談所等と連携し、医学的又は心理学的な観点から、被害者や同伴児童の心身の健康の回復のために必要なケアを行ってまいります。
13	施策5 DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携推進	相談を受けた際（緊急事案）の連携先のマニュアル化	② 法定協議会において課題を共有し、関係機関の連携強化に取り組んでまいります。
14		児童相談所の在り様の改善	
15		DV被害者が女性相談窓口につながった後も、必要に応じて関係機関が連携し、相談者が孤立しないような継続的な支援体制について、今後の計画の中で検討していただきたい。	
16	—	DV、モラハラ加害者への厳しい法律や罰則	その他 所管する関係省庁への要望等を検討してまいります。